

令和7年度 仕様書

概要

汚泥貯留槽底部に堆積した汚泥を強力吸引車で除去し、槽内洗浄を行う。また、除去した汚泥は処理処分を行う。

名称
太田川流域下水道東部浄化センター
I系汚泥処理棟汚泥貯留槽清掃業務

場所
広島市南区向洋沖町1番1号

設計年月
令和7年6月

公益財団法人広島県下水道公社

業務部長	水質課長	管理課長	設計	検算	課員	課員
——	——	——	——	——	——	——

(甲) 業務価格(1トン当たり)	消費税等相当額(1トン当たり) 円	業務費(1トン当たり) 円	業務名
業務価格 円	消費税等相当額 円	業務費 円	太田川流域下水道東部淨化センター Ⅰ系汚泥処理棟汚泥貯留槽清掃業務

(公財) 広島県下水道公社

(乙)

工種・名稱		種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
第1号明細書								
1 直接業務費								
槽内清掃作業費		清掃技師		人	2.00			
" " 清掃作業員				"	10.00			
強力吸引車損料				車	12.00			
消耗維材				式	1			
汚泥運搬費				ト	90			
汚泥処理費				"	90			
計								
2 間接作業費								
(1) 共通仮設費								
共通仮設費(率分)				式	1			
共通仮設費計								
(2) 現場管理費				式	1			

(公財)広島県下水道公社

(乙) (第1号明細書継続)

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
計							
業務原価							
3 一般管理費等							
一般管理費等		式		1			
一般管理費等補正				"	1		
計							
業務価格							
業務費処理単価							
業務価格	1トン当たり		式		1		
消費税等相当額	1トン当たり			"	1		
業務費計	1トン当たり						

仕 様 書

1 業務名称

太田川流域下水道東部浄化センター
I系汚泥処理棟汚泥貯留槽清掃業務

2 業務場所

広島市南区向洋沖町1番1号

3 業務概要

汚泥貯留槽底部に堆積した汚泥を強力吸引車で除去し、槽内洗浄を行う。
また、除去した汚泥は処理処分を行う。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 一般事項

別紙-1による。

6 業務内容

- (1)汚泥貯留槽底部に堆積した汚泥を強力吸引車で除去する。
なお、吸引した汚泥のうち、上澄み水は同棟排水槽に排水できるものとする。
- (2)汚泥除去後、貯留槽内部を洗浄する。（槽内配管を含む。）
- (3)強力吸引車で搬出した汚泥は適切に処理処分する。
- (4)業務の実施時期については、令和7年9月と令和8年3月を予定しているが、MAPの堆積状況により変更することもある。

7 処理予定数量

- (1)搬出予定数量 約90トン（45t×2回 R7.9月とR8.3月実施予定）
搬出予定数量は貯留槽内部の状況により増減する。

8 汚泥性状

汚泥の性状は、概ね次のとおりである。

- (1)汚泥性状：MAPの混合した消化汚泥（MAP：リン酸マグネシウムアンモニウム）
- (2)汚泥含水率：約98%

9 その他

- (1)処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関連法令を順守し、適正に行うこと。
- (2)汚泥の搬出時は公社職員等の立会いの下を行うものとする。
- (3)搬出数量の計量は、当浄化センターの計量器により行うものとする。
- (4)清掃作業は、1日で終了するよう工程を組むこと。ただし、これによれない場合は事前に公社職員と協議し、承諾を得て作業すること。

一 般 事 項

1 提出書類

下表に示す書類を、遅滞なく提出すること。

番号	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	業務責任者等指名届	1	1	契約後速やかに
	(業務担当者名簿とも)	1-2		
2	業務計画表	2	1	作業着手14日前まで
3	作業日報	3	1	その都度
4	汚泥搬出量集計表	公社別様式	1	各業務完了後直ちに
5	業務報告書	5-1	1	各業務完了後直ちに
6	業務完了報告書	5-2	1	全業務完了後直ちに
7	再委託申請書	6	1	必要なとき
8	業務写真 (A4判)	—	1	各業務完了後直ちに
9	請求書	公社別様式	1	各検査完了後速やかに

なお、業務実施前に廃棄物の処理方法を記載した「産業廃棄物処理計画書」に次の書類を添付し提出すること。また、変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し (契約後速やかに)
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (契約後速やかに)
- (3) 業務に使用する車両の車検証の写し及び任意保険証の写し (契約後速やかに)
- (4) 汚泥等を焼却した後発生する焼却灰の最終処分先の名称・所在地
- (5) 処分場までの経路図
- (6) 汚泥搬出量集計表 (業務完了時)

業務写真については、次の項目が確認できるよう撮影すること。

- (1) 当浄化センターでの汚泥積込時状況
- (2) 汚泥積込み後の運搬用車両の外観状況
- (3) 中間処理施設の焼却施設の掲示板及び施設内での汚泥の荷卸し状況
ただし、(1)及び(3)は自動車登録番号が確認できるよう撮影すること。
また、次のことに留意して撮影すること。
 - 作業前、作業中及び作業後の写真を撮影すること。
 - 検査時あるいは業務完了後等では目視できない箇所については、必ず撮影すること。
 - その他公社職員が指示した箇所を撮影すること。

2 安全管理

受注者は、業務の実施にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守して作業員の安全を図ること。

3 作業時間等

太田川流域下水道東部浄化センター内の作業は、原則として土日、祝日を除く平日の9:00から17:00とする。ただし、業務の都合等でこれ以外の日時に施工することが必要となる場合は事前に公社職員と協議し、承諾を得て作業すること。

本業務に使用する洗浄水は当公社の下水再生水を使用することができる。

また、槽内底部・側壁について入念に清掃する。

4 廃棄物処理

本業務により発生する汚泥(産業廃棄物)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理する。

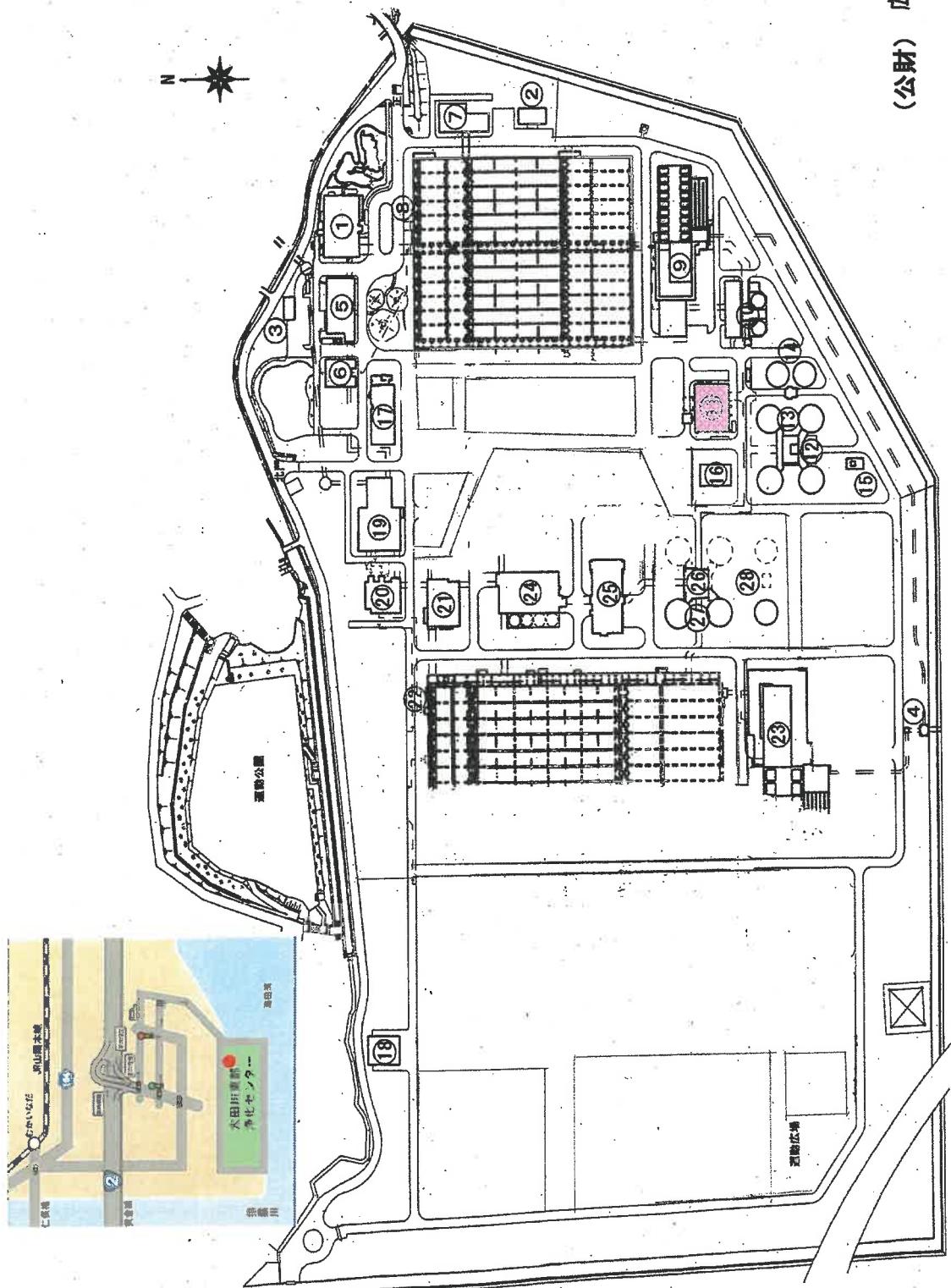
5 疑義の解釈

仕様書等において疑義を生じた場合、また定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定める。

6 その他

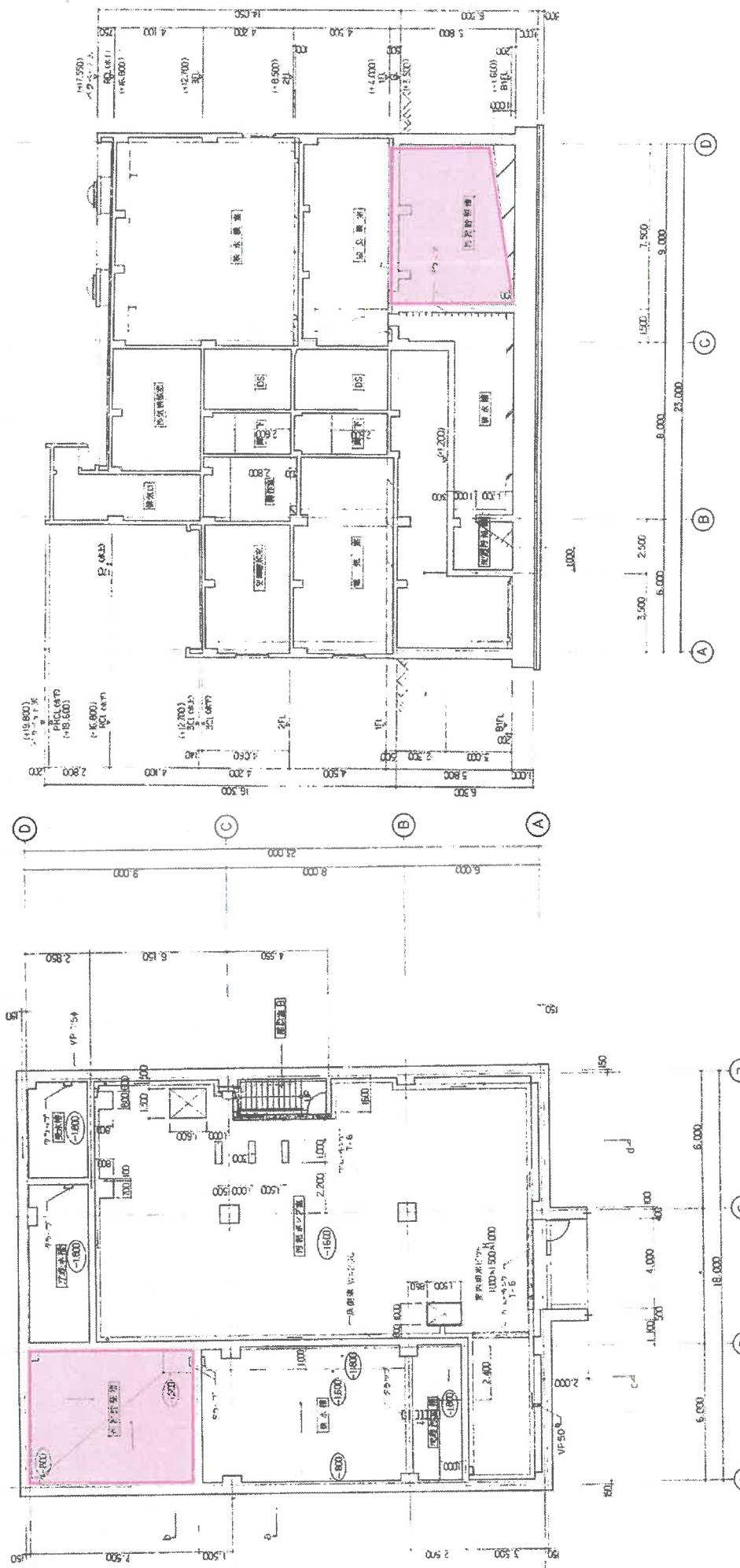
- ・設計図書に明示していない事項であっても、業務の目的に照らして当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。
- ・本公司の近隣団地内は、規約に基づき7:30～8:30までの間、大型車両の通行を禁止する。

番号	名 称
1	管理本館
2	屋外量庫
3	車庫
4	放流口
5	I系ポンプ機
6	I系エレーション沈砂池槽
7	I系送風機槽
8	I系水処理施設 1~12号池
9	I系急速砂ろ過槽
10	I系汚泥濃縮槽
11	I系汚泥熱交換器槽
12	I系汚泥消化タンク1~4号
13	I系消化ガスタンク1~2号
14	I系余剰燃焼装置
15	消化力入発電機設置場
16	特高受電所
17	I系ポンプ機
18	I系エレーション沈砂池槽
19	I系送風機槽
20	I系水処理施設(23~28号池)
21	I系急速砂ろ過槽
22	I系汚泥濃縮槽
23	I系汚泥處理槽
24	I系汚泥熱交換器槽
25	I系汚泥消化タンク1~2号
26	I系消化ガスタンク1号



(公財) 広島県下水道公社
東部浄化センター

:業務場所



汚泥処理棟地下1階平面図

汚泥処理構造圖

縮尺	NO SCALE	種別	地下1階平面圖	斷面圖	業務場所	公島市南区同洋沖町1番1号	業務名	I 系汚泥處理機汚泥貯留槽・清掃業務	面番号	2/3
----	----------	----	---------	-----	------	---------------	-----	--------------------	-----	-----

